

自由同和

大阪版

運動スローガン

1. 自由な論議の場を!
2. 行政の主体性の確立
3. エセ同和行為の排除

ホームページ▶ <http://jiyudowa-osaka.org/>

No.373

2018年(平成30年)3月25日発行

発行所: 自由同和会大阪府本部事務局

堺市堺区宿屋町西1丁番22号 三徳ビル3F

電話(072)224-1111

発行人: 版本孝義

定価一部500円 年間6000円(送料込み)

振込: 三菱東京UFJ銀行堺支店(普通)0016138



大阪市同和関連部局との質疑応答

2018(平成30)年度同和問題の早期完全解決に向けた要望書

大阪市長 吉村 洋文 様

貴重におかれましては、平素より同和問題をはじめとする人権問題の早期完全解決を図るために、各種施策を講じていただき厚く感謝申し上げます。

さて、平成14年3月に同和対策特別措置法が失効し、この間、行政による啓発をはじめとする様々な施策や運動団体の取り組みにより、差別事象は減少し、解決の過程にあるものの、同和問題は完全に解決されたわけではありません。

こうした中、昨年12月に部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

私どもは、この法律を最大限活用することなく有効活用することで完全解決に努めたいと思いますが、この「部落差別の解消の推進に関する法律」、「ヘイトスピーチ解消法」、いずれの法律にも差別や人権が侵害された場合の被害者の実効性のある救済措置は明記されておらず、昨年4月に施行された「障害者差別解消法」では既存の機関を活用することとされています。また、「男女共同参画基本法」の条文には、人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じるよう記載があります。

この様に、あらゆる差別が解消され、すべての人権が尊重される社会が構築されてきている今、簡易・迅速・柔軟な人権救済を図ることを目的とした、国家行政組織法の第3条委員会としての「人権委員会」の設置を中心とする平成14年の第1・5・4回国会に開催として提出された「人権擁護法案」を大胆に見直し、一日も早い成立を図り、国内機構としての「人権委員会」が設置されますようご尽力を賜りたくお願い申し上げます。

また、格差社会は旧同和地区も例外ではなく、同和対策事業に依存した建築・土木業に従事する人が多く、「同和対策特別措置法」の終結や公共事業の減少などで、不安定な就労形態になり「格差社会」として重要な問題となっているのが現状であります。そのためにも、これら残存する格差はもとよりその要因を解消すべく新たな施策の拡充を要望いたします。

自由同和会大阪府本部といたしましても、このような状況を重く受け止め、その是正のため、市民の人権意識の向上及び同和行政の「総点検」に引き続き努めるとともに、同和行政のるべき姿を考慮し、市民の皆様に理解の得られる人権行政の確立に向けて政策提言に全力を尽くす所存であります。

大阪市におかれましても、あらゆる人権問題の解決は重要施策であり、特に同和問題の早期完全解決に関しては、より効率的かつ効果的な施策の構築を積極的に推進していくとともに、下記の要望について、格別なるご高配を賜りますようお願い申し上げます。

2 基本要求

- (1) 「部落差別の解消の推進に関する法律」の成立により新たに施策は講じられるのか、また、新規事業や一體対策に工夫を加えた事業があれば報告されたい。
- (2) 昨年度、「部落差別の解消の推進に関する法律」施行されたが、引き続き、簡易・迅速・柔軟な人権救済が可能となる法律が制定されるよう国に働きかけられたい。
- (3) 「部落差別の解消の推進に関する法律」の第6条に述べられている実態調査の実施に求めることは、地方公共団体が実施している部落差別の件数とその内容を国に対してまとめてある。その認識の下、平成28年度に発生し、大阪市・大阪市教育委員会が把握する同和問題に関する差別事象の詳細を明らかにされたい。また、国の機関である法務省とどの様に連携が行われているか明らかにされたい。
- (4) 「大阪市人権行政推進計画」の進捗状況を明らかにされたい。また、職員の認知状況についても明らかにされたい。
- (5) 同和問題は解決の過程にあるもの、同和問題を解決するための人権教育、啓発について、この間、後退している感が拭えないが、「部落差別の解消の推進に関する法律」の成立で、後退傾向に歯止めができると思われる。そこで次の点について明らかにされたい。
- ①職員に対する人権研修の実施状況を明らかにされたい。また、その充実に努められたい。
- ②同和問題解決のため、市民に対して行っている啓発事業の実施状況を明らかにされたい。また、その充実に努められたい。
- ③学校における人権教育の実施状況を明らかにされたい。また、その充実に努められたい。
- (6) 平成28年度の人権相談の窓口の実績を明らかにされたい。また、その充実に努められたい。
- (7) 小中一貫教育の実施と連携状況を明らかにされたい。
- (8) 安定就労に向けた雇用対策及び就農差別防止のための取り組みを明らかにされたい。
- (9) 自営業者等の経営の安定に向けた支援等の取り組みを明らかにされたい。
- (10) 地域の活性化等により、国民年金受給者や低所得者も増加するため、今後公営住宅の供給がさらに必要になってくると予想される。こういった状況について、明らかにされたい。
- (11) 高齢者が確実に増加する中、一人暮らしや高齢者夫婦の孤立防止のために、世代間交流のできるコミュニティづくりが必要であると思われる。また、死んで死んで毎日が見えて「孤立死」が増加していることから、地域のつながりに拍手感を持って孤立しないように、地域に限定されない広域ネットワークにより、多様で選択可能な見守りシステムを構築し対処されたい。子どもや障がいのある方など、誰もが生き生きと安心して暮らすことのできる地域社会の実現とそのためのセーフティネットの充実に向けた、施策の方向性や今後の取り組みを明らかにされたい。

- (12) 旧同和地区的耐震化、老朽化による建て替えの方針について明らかにされたい。また、低所得者だけの地域というイメージを払拭するためにもこのような機会を契機に、民間事業等の力を活用するなど工夫を行い「まちの活性化」に取り組んでいただきたい。
- (13) 校区に同和問題を有する学校の児童、生徒の学力向上の方策及び進路の状況を明らかにされたい。
- (14) 低所得世帯やひとり親家庭の子どもの貧困が課題になっており、大阪市が実施された「子どもの貧困」に関する実態調査結果をもとに、大阪市としてどのような取り組みを進めるのかを明らかにされたい。
- (15) 幼児及び児童虐待の実態と年々増加している現状に係る課題と対策について明らかにされたい。また、大阪府や大阪府警との連携について明らかにされたい。
- (16) 特機児童の現状と特機児童解消に向けた今後の対策について明らかにされたい。また、「認定こども園」へ移行の現状と、特機児童解消への対策となっているのかを明らかにされたい。
- (17) 「いじめ防止対策強化法」が施行されて4年が経過したが、その後の指導と対策について明らかにされたい。また、スクールカウンセラー・ソーシャルワーカーの活用効果を明らかにするとともに、充実に努められたい。
- (18) 子どもの生命や安全が損なわれるような事件や事故が発生している現状を踏みて、安全確保により一層、力を入れていただきたい。
- (19) 「部落差別の解消の推進に関する法律」の成立を踏まえたエセ同和行為の増加が危惧されるが、同和問題解決を阻害するエセ同和行為の排除のための取り組みを明らかにされたい。
- (20) 同和問題の早期解決に向けた地域の状況や事業の必要性の的確な把握をする為の方策を明らかにされたい。
- (21) 同和問題の早期解決のための総合調整機能を有する機関等のあり方について見解を明らかにされたい。
- (22) 同和問題、人権問題の解決を中心とした予算編成の考え方を明らかにされたい。
- (23) しごと子に関する大阪市の考え方や取り組みについて明らかにされたい。
- また、LGBTの性的マイナリティについて、平成27年度「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応実施等について」が通知されたが、大阪市としてどのように対応されるのか。
- (24) 学校教育の中で、「道徳」が専別教科として位置付けられたことは、人権尊重ということを理解する機会づくりであると考える。「道徳」に講師する大阪市の考え方を明らかにされたい。

※要望書への大阪市の回答は次号(374号)に掲載予定です。

平成30年度大阪市同和問題の早期完全解決に向けた要望書

